

諫早市監査委員告示第7号

監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年7月2日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	岩	竹	洋一

令和7年度定期監査(後期)結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R7	定期 後期	こども福祉部	子育て支援課	【指導事項】 諫早市子育て短期支援事業委託契約書第5条第2項によると、受注者は、事業を実施した翌月に、その月の分をまとめて請求するものとする定められているが、請求書の提出が遅延している事例が見受けられた。 ついては、適切な業務委託の執行に努められたい。	令和8年4月1日	請求書の提出が遅延しないよう業者に指導するとともに、契約書に、実績報告書の提出期限を明記し、受注者が請求書を速やかに提出できるよう見直しを行った。
R7	定期 後期	こども福祉部	すくすく広場	【指導事項】 すくすく広場空調機器保守点検業務仕様書によると本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、別途協議するものとする定められているが、業務完了時に提出する点検報告書に記載される業者名が受注者と異なっている点について、点検業務を行う業者を変更しているにも関わらず、事前の協議が行われていない事例が見受けられた。 ついては、契約事務について仕様書に基づき、適切に行われたい。	令和7年10月21日	契約事務について、仕様書に基づく適正な処理を行うよう、所内で周知徹底を図った。
R7	定期 後期	経済交流部	企業誘致課	【指導事項】 調定事務に関し、次の事例が見受けられた。 ① 高城会館使用料及びつくば倶楽部使用料の調定において、一月分を一括して事後調定しているが、受領した月の最終受領日ではなく、任意の日に調定しており、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例。 ② 諫早市会計規則第8条第3項によると国庫支出金、地方交付税等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続きをしなければならないと規定されているが、工業用水道施設整備支援事業費補助金の調定日が任意の日に設定されている事例。 ついては、調定事務について規則等に基づき適正に行われたい。	①R8年1月13日 ②R7年11月20日	①使用料の調定事務について、課内会議を行い、諫早市会計規則及び会計事務の参考資料に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。 ②課内会議を行い、諫早市会計規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。

令和7年度定期監査(後期)結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R7	定期 後期	経済交流部	スポーツ振興課	【指導事項】 調定事務について次の事例が見受けられた。 ① 保健体育施設使用料の調定において、一月分を一括して事後調定しているが、受領した月の最終受領日ではなく、任意の日で調定しており、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例。 ② 諫早市会計規則第8条第1項によると、収入命令権者は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて、これを調定しなければならないと規定されているが、市有財産目的外使用料の調定が任意の日で行われている事例。 については、調定事務について規則等に基づき適正に行われたい。	①R7年4月1日 ②R7年11月21日	①②使用料の調定事務について、課内会議を行い、諫早市会計規則及び会計事務の参考資料に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。
R7	定期 後期	経済交流部	スポーツ振興課	【指導事項】 諫早市会計規則第42条によると、資金前渡担当者は、前渡資金について、支払が完了したときは、直ちに資金前渡精算報告書を作成し、領収証書又は支払を証明する書類を添えて当該前渡資金に係る支出命令権者に提出しなければならないと規定されているが、報償費の資金前渡精算事務において、処理が遅延しており、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。 については、精算事務について規則に基づき適正に行われたい。	令和7年11月21日	精算事務について、諫早市会計規則及び会計事務の参考資料に基づく適正な処理を行うよう、課内全職員に対して周知徹底を図った。
R7	定期 後期	経済交流部	スポーツ振興課	【指導事項】 諫早市会計規則第63条によると、支出命令権者は、歳出の誤払いとなった金額を返納させるときは、返納の決定を行い、戻入命令書により通知するとともに返納人に対して返納通知書を送付するものとする規定されている。報償費の戻入事務において、資金前渡担当者が返納人から直接返納金を受け取ったうえで前渡資金として精算処理しており、不適切な公金管理及び返納決定の事務処理を誤っている事例が見受けられた。 については、過誤金の戻入事務について規則に基づき適正に行われたい。	令和7年11月21日	過誤金の戻入事務について、諫早市会計規則及び会計事務の参考資料に基づく適正な処理を行うよう、課内全職員に対して周知徹底を図った。

令和7年度定期監査(後期)結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R7	定期 後期	経済交流部	スポーツ振興課	【指導事項】 地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされた、同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項によると、歳入の徴収の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示しなければならないと規定されているが、諫早市サッカー場使用料徴収事務委託において告示されていない事例が見受けられた。 ついては、徴収事務委託の事務について政令に基づき適正に行われたい。	令和7年11月21日	徴収事務委託の事務について、課内会議を行い、地方自治法施行令に基づく適正な事務処理の周知徹底を図るとともに、年度初めに行う契約事務等の決裁事項一覧に当該告示決裁も反映した。
R7	定期 後期	建設部	都市政策課	【指導事項】 長崎県屋外広告物条例施行規則第5条によると、許可の期間が1年以上3年以内のものにあっては、その期間の満了の日の1月前までに申請書を提出しなければならないと規定されているが、申請書の提出が遅延しており、前回の指導事項と同様の事例が見受けられた。 ついては、屋外広告物に係る更新許可事務について規則に基づき適正に行われたい。	令和8年5月15日	対象者に対して、更新申請の提出が遅延することがないように指導を行った。 また、課内協議を行い、対象者に対する更新案内文書について、文書送付時期を期間満了月の前々月に前倒しするとともに、申請期限を強調するなど事務処理の改善を図った。
R7	定期 後期	建設部	緑化公園課	【指導事項】 諫早市事務決裁規程第5条第1項によると、別表第2の決裁事項欄に掲げるものについては、これらの表の専決者欄に掲げる者の決裁により当該事項を処理することができる」と規定されている。別表第2の4契約の手続きに関する事項(5)検査の命令及び(7)検査の復命において、工事以外の契約のうち契約金額500万円以上のものに係る専決者は部長と規定されているが、決裁が専決者まで受けられていない事例が見受けられた。 ついては、契約事務について規程に基づき適正に行われたい。	令和8年2月16日	契約事務について、課内協議を行い、諫早市事務決裁規程に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。契約金額と区分毎の金額の見誤りの防止を図るため、公園管理事務決裁一覧表を作成し、確認を行うこととした。

令和7年度定期監査(後期)結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R7	定期 後期	教育委員会	生涯学習課	【指導事項】 諫早市月の港会館の指定管理者業務仕様書によると、事業報告書(年間分)と運営状況報告書を作成することとなっているが、月の港会館利用状況報告(月間分)において、納入状況や利用者数の記載誤りが認められたほか、事業報告書(年間分)と利用状況報告(月間分)の間で利用件数や利用者数が一致しておらず、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。 ついては、施設管理事務において、条例及び指定管理者業務仕様書に基づき、報告内容の正確性を確保するとともに、より効率的な運用が図られるよう適正な事務の執行に努められたい。	令和8年3月19日	施設管理事務において、条例及び指定管理者業務仕様書に基づき、記載内容について十分な確認を徹底し、各報告間の整合性を確保した上で提出するよう指導を行った。 また、毎月の利用状況報告書及び事業報告書(年間分)の様式を見直し、分かりやすい様式に変更するよう指導を行った。
R7	定期 後期	教育委員会	生涯学習課	【指導事項】 諫早市月の港会館条例第9条によると、使用者は使用料を使用の許可を受けた際に納入しなければならないと規定されているが、前回の定期監査時の指導事項が改善されず、使用日以降、使用料が納入されている事例が見受けられた。 ついては、使用料の徴収事務について条例に基づき適正に行われたい。	令和8年3月19日	指定管理者に対して、月の港会館条例に基づき、適正な管理を徹底するよう、指導を行った。
R7	定期 後期	教育委員会	生涯学習課	【指導事項】 諫早市会計規則第17条第3項及び第4項によると、現金を収納した際は、当日中又はその翌日までに収納金融機関に払い込まなければならないとされているが、コピー使用料の払い込みが遅延している事例が見受けられた。 ついては、収納金の払込事務について規則に基づき適正に行われたい。	令和7年12月12日	収納金の払込業務について、遅延が生じないように、公民館・支所との組織内で対策を徹底するように指導を行った。
R7	定期 後期	教育委員会	図書館	【指導事項】 諫早市会計規則第14条第2項によると、納入通知書に記載する納入期限は、法令その他別に定めがあるものを除き、調定の日から20日以内において定めるものとする規定されているが、たらみ図書館電気料等実費徴収金の納入期限が調定の日から20日を超えた任意の日に設定されており、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。 ついては、徴収事務について規則に基づき適正に行われたい。	令和7年12月25日	職員全員で規則(納入期限20日以内)の確認を行い、今後担当職員だけでなく審査担当職員での確認を徹底するもの。